

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

| | |
|--|---|
| ○下水道法(昭和三十二年法律第七十九号) (抄) | 1 |
| ○下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号) (抄) | 2 |
| ○地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号) (抄) | 4 |
| ○建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十一号) (抄) | 4 |
| ○公害防止事業費事業者負担法(昭和三十五年法律百三十三号) (抄) | 5 |
| ○公害防止事業費事業者負担法施行令(昭和三十六年政令第四百四十六号) (抄) | 5 |

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四〇九 （略）

（事業計画の策定）

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

3〇5 （略）

6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（事業計画の策定）

第二十五条の十一 （略）

2 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣（市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事）に協議しなければならない。

3〇6 （略）

7 前各項の規定は、流域下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（準用規定）

第二十五条の十八 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣（政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事）は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水质に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）

(事業計画の決定及び変更)

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

(公共下水道に係る事業計画の協議の申出)

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途
二 四 (略)

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

- 二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の事業計画
- 三 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一 予定処理区域の変更
- 二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠きよ、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更
- 三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 四 六（略）

（流域下水道に係る事業計画の協議の申出）

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

- 一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 四（略）

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

六（略）

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 二 八（略）

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に關する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に關する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道

ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道

三・四 (略)

2 (略)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一〜十三 (略)

2 (略)

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の氣候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路

二 都市計画法、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)、旧住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第六十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路

三 この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別

措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 (略)

○公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者による費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一～三 (略)

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 (略)

3 (略)

○公害防止事業費事業者負担法施行令（昭和四十六年政令第四百十六号）（抄）

（公害防止事業）

第一条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第二項第四号の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道（以下「公共下水道」という。）であつて、主として、当該公共下水道の予定処理区域（同法第五条第一項第一号の予定処理区域をいう。）内に工場又は事業場を設置する事業者の事業活動に係る汚水

（同法第二条第一号に規定する汚水をいう。以下同じ。）を排除し、又は処理するもの（以下「特定公共下水道」という。）

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）であつて、主として、一定の区域内に工場又は事業場を設置する事業者でその事業活動に伴つて当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物（同法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）が生ずるすべての事業者（当該産業廃棄物を自ら処理するもの及び特別の事情により当該産業廃棄物処理施設を利用することが適当でないと認められるものを除く。）の当該産業廃棄物を処理するもの

